

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 8 月 27 日

徳島地方法務局阿南支局

登記官 富 崎 直 美

記

- 1 手続番号 4801-2025-0008
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
徳島県那賀郡那賀町仁宇字学原 140 番 4